

官報号外

昭和二十六年十二月十三日

○第十三回 衆議院会議録 第三号

昭和二十六年十二月十三日(木曜日)

議事日程 第三号

午後一時開議

午後二時十八分間議

第一 公益事業委員会委員任命に

つき同意の件

本日の会議に付した事件

日程第一 公益事業委員会委員任

命につき同意の件

財閥同族支配力排除法を廃止する

法律案(内閣提出)

新聞出版用紙の割当に関する法律

を廃止する法律案(内閣提出)

国家公務員法等の一部を改正する

法律案(議院運営委員長提出)

新聞出版用紙の割当に関する法律

を廃止する法律案(内閣提出)

財閥同族支配力排除法を廃止する

法律案(岩本信行君)

起立多数。よ

つて同意するに決しました。(拍手)

新聞出版用紙の割当に関する法律

を廃止する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) これより会議を開きます。

第一 公益事業委員会委員任命に

つき同意の件

財閥同族支配力排除法を廃止する

法律案(岩本信行君) お詫びいたし

ます。内閣から、公益事業委員会委員と伊藤忠兵衛君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて同意するに決しました。(拍手)

新聞出版用紙の割当に関する法律

を廃止する法律案(内閣提出)

財閥同族支配力排除法を廃止する

法律案(岩本信行君) 一日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改定する。

○副議長(岩本信行君) 本件を了承する。

第六條第一項第十六号を削り、同項第十七号を同項第十六号とし、以下順次二号ずつ繰り上げ、同條第三項中「第十八号から第二十号まで」を「第十七号から第二十一号まで」に改める。

○副議長(岩本信行君) 紹介君の動議

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

新聞出版用紙の割当に関する法律案(内閣提出)

を廃止する法律案(内閣提出)

国家公務員法等の一部を改正する

法律案(議院運営委員長提出)

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改定する。

○副議長(岩本信行君) 本件を了承する。

第六條第一項第十六号を削り、同項第十七号を同項第十六号とし、以下順次二号ずつ繰り上げ、同條第三項中「第十八号から第二十号まで」を「第十七号から第二十一号まで」に改める。

〔八木一郎君登壇〕

1 大切な問題となりました。内閣の新設について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。深澤義守君。

〔深澤義守君登壇〕

1 本件を了承する。

2 本件を了承する。

3 本件を了承する。

4 本件を了承する。

5 本件を了承する。

6 本件を了承する。

7 本件を了承する。

8 本件を了承する。

9 本件を了承する。

10 本件を了承する。

11 本件を了承する。

12 本件を了承する。

13 本件を了承する。

14 本件を了承する。

15 本件を了承する。

16 本件を了承する。

17 本件を了承する。

18 本件を了承する。

19 本件を了承する。

20 本件を了承する。

21 本件を了承する。

22 本件を了承する。

23 本件を了承する。

24 本件を了承する。

25 本件を了承する。

26 本件を了承する。

27 本件を了承する。

28 本件を了承する。

29 本件を了承する。

30 本件を了承する。

31 本件を了承する。

32 本件を了承する。

33 本件を了承する。

34 本件を了承する。

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改定する。

3 第五條第一項中「三局」を「二局」に改め、「新聞出版用紙割当局」を削る。

4 第四條第十八号を削り、同條第十九号を同條第十八号とする。

5 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

6 第三條第一号中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

7 第四條第十八号を削り、同條第十九号を同條第十八号とする。

8 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

9 第四條第十八号を削り、同條第十九号を同條第十八号とする。

10 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

11 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

12 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

13 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

14 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

15 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

16 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

17 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

18 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

19 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

20 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

21 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

22 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

23 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

24 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

25 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

26 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

27 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

28 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

29 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

30 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

31 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

32 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

33 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

34 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

35 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

36 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

37 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

38 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

39 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

40 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

41 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

42 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

43 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

44 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

45 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

46 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

47 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

48 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

49 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

50 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

51 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

52 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

53 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

54 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

55 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

56 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

57 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

58 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

59 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

60 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

61 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

62 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

63 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

64 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

65 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

66 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

67 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

68 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

69 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

70 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

71 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

72 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

73 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

74 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

75 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

76 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

77 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

78 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

79 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

80 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

81 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

82 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

83 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

84 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

85 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

86 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

87 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

88 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

89 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

90 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

91 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

92 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

93 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

94 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

95 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

96 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

97 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

98 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

99 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

100 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

101 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

102 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

103 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

104 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

105 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

106 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

107 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

108 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

109 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

110 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

111 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

112 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

113 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

114 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

115 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

116 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

117 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

118 第五條第一項中「並びに新聞出版用紙

○深澤謹守君　だいま上程になります
した財閥同僚安配力議院法を廃止する
法律案に対しまして、日本共産党を代表して
表いたしまして反対討論を行わんとする
ものであります。

帝国主義、は略奪戦争の原動力であ
り、立憲者であり、組織者であるもの
は、洋の東西を問わず大財閥独占資本を代
ることとは明らかであります。軍閥、
官僚を表面に押し出しまして運行した
しました大東亜戦争の背後に、その原動
力となり推進力となつた三井、三菱、住
友、安田等の財閥独占資本が存在したこと
は、何人も否定することができないの
であります。従つて、日本軍閥主義の復
活を絶滅し、日本の完全なる民主化を
推進するためには、これらの財閥独占
資本は徹底的に排除されなければなら
ない、以後とも、その復活はいかな
る形におして許さるべきではないな
であります。それゆえにこそ、ボンダ
ム宣言の第六項におまじかして、日本國
民をして世界征服の夢に出でる事
のであることは、いうまでもないので
あります。

しかるに、本法廃止の政府の提案理
由の説明によりますれば、わが國の經
済民主化の一環目でありました財閥
の解体は、本年一年期に至りましたて、資
本の面からしても、人の面からして
も、完全にその目的達成したものと
認められるに至つた、と實をねておる
のであります。なるほど、十時間の同
業者あるいは主要役員は排除され、形
式的には財閥解体が裝はれておるので

あります。企業再建によつてつくられたところの本邦会社は、この財閥の意のままに動く人々が主要役員になつてゐるのです。それは米人記者であるマーク・グインがミッキン記の中にも書いてあります。日本本の財閥は封建的であつて、主人、番頭、でつち等の主従関係によつて結合支配されていると批判してゐるのであります。承認会社の主要役員は旧財閥の番頭、でつちに相当するものであつて、この点から見ても、財閥の支配が排除せられたといふ政府の認識は、まさに笑うべき説教であるといわなければなりません。

なお重大な事実は、銀行の例をとつてみれば明らかであります。銀行は旧財閥が支配しております。富士銀行は旧安田銀行であり、千代田銀行は旧三井銀行であり、大坂銀行は旧住友銀行であり、帝國銀行は旧三井銀行であることは明らかであります。これらの銀行がほかの銀行とともに日本の一大銀行として日本金融の五五%を支配し、日本経済に君臨しておることは、経済知識の初步であります。さらには日本の産業の実態を見る上、効率界におきましては、織紡等は三井系であり、吳羽紡は住友系であり、これらが富士紡、日清紡等とともに日本生産の九〇%を独占していることもまた事実であります。右界においては、三井、三箇、住友系が四〇%を独占し、石油界は三井系が外資資本と結合して九〇%を独占しております。なお鉄鋼、造船等重要部門に決定的な支配力を持つてゐることは、何人も否定することのできない事実であります。

この事実を無視いたしまして、政府は、旧財閥の主要人物はもはや老年となつて引退してしまつたから、財閥解体の目的は完全に達成されたと盛井が述べておるが、これはちよと不満感が残るものに文を終ると同じことであります。すなわち、平和的約、安全保障条約によつて日本はいよいよ植民地化の状態に陥り、軍事基地化されて、国民は済災の苦しみを受けなければならぬにもかかわらず、政府はこれを知らないままに平和と宣言し、和解と信頼の精神であると留つておるのであります。

わが党は、この吉田内閣の発展的な一連の政策の一つの現われとしての本法の廃止に反対し、むしろ本法を改正強化して財閥の排除を徹底的にやるべきであるということを主張いたしました。本法案に反対するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

まず財閥同業安全部力排除法を廃止する法律案につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

國家公務員法等の一部を改正する法律案(調査運営委員長提出)

○議事課司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、調査運営委員長提出、國家公務員法等の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められることを認みます。

○副議長(岩本信行君) 踏み水君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

認めます。よつて日程は追加せられました。
田家公務員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨並明許します。議院運営委員長石田博英君。

國家公務員法等の一部を改正する法律案

國家公務員法等の一部を改正する法律案

第一條 國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の一部を次のようすに改正する。

第二條 第三項中第十三号を第十五号として、以下二号ずつ振り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 国会議員

十四 国会議員の秘書

第二條 特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二十三号の次に次の二号を加える。

二十三の二 国会議員

二十三の三 国会議員の秘書

第十條の二 第一條第二十三号の二に掲げる特別職の職員の受け取る給與の種類、額、支給條件及び支給方法は、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五回）及び同法第二十五条の規定に基く国会職員給與規程の定めるところとする。

(国会職員の秘書の給與)

第十條の二 第一項第十三号の三に掲げる特別職の職員の受け取る給與の額、支給條件及び支給方法は、国会職員の裁量、旅費及び手当等支給

及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)及び同法第十三條の規定に基く、国会職員の裁量、旅費及び手当等支給

規程の定めるところによる。

第三條 一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第十九号五号)の一部を次のよう改訂する。

第七條中「參議院議長、參議院議長、」を削る。
第十三條中「又は国会職員法第二十五條及び同條の規定による国会職員給與規程」を削る。

第四條 一般職の給與の給與に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。
2 この法律による改正規定により支給する国会職員の給與の総額は、予算の範囲をこえな

いものとする。旨規定したのであるま

だものと見て、本案にあたり反対を第十項とする。

樹 则

1 この法律は、昭和二十七年一月

一日から施行する。

2 この法律による改正規定により支給する国会職員の給與の総額は、予算の範囲をこえないと見て、本案にあたり反対を第十項とする。

〔石田博英君登壇〕

○石田博英君登壇 まだいま議論とならぬ法律案について、提案の理由を簡略に御説明いたします。

本案は議院運営委員会において立案したものでありますして、御承知のよう

に、国会職員は本年十二月末日まで一般職に属する職員とされているのでありますから、明年二月一日以後一般職から特別職へ切りかえをいたすための法的措置を講ずる必要があるのです。

もとより、国会職員は特別職をもつてゐたものが、昭和二十三年十二月三日以降本年十二月末日まで一応一般職に属する職員といふことに相なつておる

のであります。が、国会の独立性と自主性の面から申しましても、国会職員は当然特別職に属する職員としたすべき

ものと考えられますので、この種國家公務員法第二條の特別職の中に国会職員並びに国会議員の秘書を列挙した

し、これら国会職員を特別職に復帰せしめますと同時に、特別職の職員の給與に関する法律及び一般職の職員の給與に関する法律中、問題の條項をそれ

ぞれ整理いたそととするものであります。

なお附則第二項において「国会職員の給與の総額は、予算の範囲をこえないとする」とする。旨規定したのであります。

が、かかる規定は、予算の範囲より超えておりとの理由または規定する必要を認めないと理由から、立案にあたり反対の意見の開陳がありましたが、議院運営委員会をいたしまして定を設けることいたしました。

は、諸般の事情を考慮して、結局本規定を設けることを願ひました。

〔指手〕

何とぞ御賛成をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○内閣議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本案は可決いたしました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十五分散会。

決算委員

田中 重彌君

星島 二郎君

高間 桂吉君

竹尾 式君

大庭 委員

地方行政委員

尾関 義一君

田中 啓一君

松原 君

山口 勝一君

平和憲法擁護再演者反対に関する決議案(赤

川 七名提出)

労働政策民主化に関する決議案(赤

松勇君外七名提出)

一、昨十二日第十二回国会において本院で懇親審査をした次の本院提出案を委議院に差付した。

企画合理化促進法案

一、昨十二日第十二回国会において本院で懇親審査をした次の本院提出案を委議院に差付した。

労働政策民主化に関する決議案(赤

松勇君外七名提出)

一、昨十二日議長において、次の通り

通りである。

内閣議長

國男君

星島 二郎君

高間 桂吉君

竹尾 式君

大庭 委員

地方行政委員

尾関 義一君

田中 啓一君

松原 君

山口 勝一君

平和憲法擁護再演者反対に関する決議案(赤

川 七名提出)

労働政策民主化に関する決議案(赤

松勇君外七名提出)

一、昨十二日議長において、次の通り

通りである。

内閣委員長

木村 公平君

内閣委員長

昭和二十六年十二月十三日 業議院会議録第三号 議長の報告

三、漁業に関する事項

四、調査の期間

本会期中

五、林業に関する事項

右によつて國政に関する調査を致し
たいから業議院規則第九十四條によ
り承認を求める。

六、農地に関する事項

昭和二十六年十二月十二日
水産委員長 高木格五郎

七、農林金融に関する事項

業議院議長林謙治殿

二、調査の目的

農林業の実情を調査し、その振
興対策を樹立するため

三、調査会の設置、関係各方面よ
り聴取、報告及び記録の要
求等

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、電気事業及びガス事業に關
する事項

二、貿易の振興状況並びに貿易
資金調達の現状に関する事項

三、中小企業の金融状況並びに
中小企業等協同組合の結成及
び活動状況に関する事項

四、鉱業、採石業、鐵鋼業、織
維工業、化学工業、機械工業
その他一般工業の実状特に需
給並びに金融状況及び企業合
理化の進行状況等に関する事
項

二、調査の目的
通商産業行政の実状を調査し、
その合理化並びに振興に関する
対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面より意見聴取、報告
及び記録の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて國政に関する調査を致し
たいから業議院規則第九十四條によ
り承認を求める。

二、調查の目的

水産業の振興政策に関する対策
を樹立し、漁業経営の安定を期
するため

三、調査会の設置、関係各方面よ
りの聴取、資料の要求等

昭和二十六年十二月十一日
通商産業委員長 小金 幸照